## 刑 法 等 $\mathcal{O}$ 部 を改正 する法律案に 対 する附 帯 決 議

令 和 兀 年 六 月 + 日

参

議

院

法

務

委

員

会

政 は、

府 本法 の施行に当たり、 次の事 項につい て 格 段 0 配 慮をすべきである。

1 ン タ ] ネ ツ 1 上  $\mathcal{O}$ 。 誹<sup>び</sup> 謗っ 中 傷 に ょ る 被 害 が 多 数 発 生 L 人 権 を 著 L < 侵 害 す る 等 0 問 題 が 深 刻 化 L て 1 る

現 状 を 踏 「まえ、 イン タ ネ ツ  $\vdash$ 上  $\mathcal{O}$ 誹 謗 中 傷  $\mathcal{O}$ 防 止 及 び 誹 謗 中 傷 に ょ る 被 害 が 生 じ た 場 合  $\mathcal{O}$ 迅 速 か 0 確 実

な 救 済 を 図 る た め 0) 施 策 を 総 合 的 に 推 進 す ること。

前 項  $\mathcal{O}$ 施 策 を 推 進 す る に 当 た 0 て は 1 ン タ 1 ネ ツ  $\vdash$ 上 0) 匿 名 で 0) 誹 謗 中 傷 に ょ る 侮 辱 罪 に 関 し、 被 疑

者  $\mathcal{O}$ 特 定 に 係 る 被 害 者  $\mathcal{O}$ 負 担 を 軽 減 すること。

三 第 項  $\mathcal{O}$ 施 策 を 推 進 す る に 当 た 0 て、 発 信 者 情 報 開 示 請 求 制 度 に 関 し、 迅 速 的 確 な 被 害者 救 済 ととも に、

民 主 主 義  $\mathcal{O}$ 根 幹 で あ る 表 現  $\mathcal{O}$ 自 由 通 信  $\mathcal{O}$ 秘 密 が 確 保 さ れ る ょ う 特 に 留 意  $\mathcal{O}$ 上 開 示 請 求  $\mathcal{O}$ 要 件 B 開 示 さ

れ る 情 報  $\mathcal{O}$ 範 囲 な ど、 プ 口 バ 1 ダ 責 任 制 限 法  $\mathcal{O}$ 見 直 L ŧ 含  $\otimes$ た 検 討 を 同 法  $\mathcal{O}$ 施 行 状 況 を 見 極  $\otimes$ 0 0 行 うこ

兀 第 項  $\mathcal{O}$ 施 策 を 推 進 するに 当 たっ て、 損 害 賠 償 命 令 制 度 0) 対 象 事 件 を 拡 大す る など 簡 易 で 迅 速 な 損 害 賠

償  $\mathcal{O}$ 実 現 に 資 す る 制 度  $\mathcal{O}$ ほ カコ 1 ン タ 1 ネ ツ 1 上  $\mathcal{O}$ 誹 謗 中 傷 に 係 る 損 害 賠 償  $\mathcal{O}$ 在 ŋ 方 B 裁 判 費 用  $\mathcal{O}$ 支 援 な

適 正 な 被 害 口 復  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 方 策 を 速 B カゝ に 検 討 し、 そ  $\mathcal{O}$ 結 果 に 基 づ 11 て 必 要 な 措 置 を 講 ず ること。

五 侮 辱 罪  $\mathcal{O}$ 法 定 刑 を 引 き上 げ て ŧ 処 罰 範 囲 に 変 更 は な 1 こと 及 び 侮 辱 罪 に ょ る 現 行 犯 逮 捕 に 係 る 制 限 が 法

定 刑  $\mathcal{O}$ 引 上 げ に ょ ŋ 外 れ た とし ても当 該 現 行 犯 逮 捕 が 可 能 な 場 合 は 実 際 上 は 想 定 され な 1 لح す る 政

府

統

見解を捜査機関に周知徹底すること。

六 侮 辱 罪 に ょ る 私 人 逮 捕 は 逮 捕 罪 等  $\mathcal{O}$ 刑 事 責 任 が 問 わ れ ること B 民 事 上 0 不 法 行 為 責 任 を 負うこと が あ る

ことを 前 項  $\mathcal{O}$ 政 府 統 見 解 と合 わ せ て 広 < 玉 民 に 周 知 • 広 報 す ること。

七 公 共  $\mathcal{O}$ 利 害 に 関 す る 事 項 に 係 る 意 見 • 論 評 は 表 現  $\mathcal{O}$ 自 由  $\mathcal{O}$ 根 幹 を 構 成 す る Ł  $\mathcal{O}$ で あ ることを 踏 ま え、 本

法  $\mathcal{O}$ 附 則 に 基 づ く 三 年 経 過 後  $\mathcal{O}$ 検 討 に 当 た 0 て は 侮 辱 罪  $\sim$  $\mathcal{O}$ 厳 正 な 対 処 が 义 5 れ る こと に ょ り 自 由 な 表

現 活 動 が 妨 げ 5 れ ること 0 な 1 ょ · う、 当 該 罪 に 係 る 公 共  $\mathcal{O}$ 利 害 に 関 す る 場 合  $\mathcal{O}$ 特 例  $\mathcal{O}$ 創 設 に 0 1 て ŧ 検 討

すること。

八 拘 禁 刑 が 創 設されることに ょ ŋ 刑 務 作 業 が 減 る場場 一合が あることも 踏 まえ、 受刑 者 0 社 会復 帰 0 原 資とな

る作業報奨金の水準について検討すること。

九 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に より、 犯 罪 をし た 者 0 特 性 に応じた 処 遇 を充実させて再 犯防 止を図るため、 拘 禁 刑  $\mathcal{O}$ 導 入、

刑 0 執 行 猶予 制 度 0 拡 充、 更生 緊 急保 護 0 充実化 等 が 行わ れることを踏 まえ、 そ 0) 実 務 に 携わ る 矯 正 施 設

及 び 更 生 保護 官 署 0 人 的 物 的 体 制  $\mathcal{O}$ 充 実 強 化 を 図 るとともに、 施 設 内 処遇と 社 会内 処 遇 0) 緊 密 な 連 携

を

強化すること。

+ 犯 罪 をし た者 に 対す る処 遇  $\mathcal{O}$ 充 実 及 Ü 保 護 司  $\mathcal{O}$ 負 担 軽 減 を 义 るた め、 関 係 機 関 等  $\mathcal{O}$ デ ] タ 連 携 ŧ 強 化 L

0 つ、 矯 正 行 政 及  $\mathcal{U}$ 保 護 司 活 動 を 含 む 更 生 保 護 行 政 0 デジ タ ル 化 0 推 進 • A Ι 技 術  $\mathcal{O}$ 活 用 に ょ り、 矯 正 施

設 及 び 更 生 保 護 官 署 に お け る 対 象 者  $\mathcal{O}$ デ 1 タ  $\mathcal{O}$ 収 集 分 析 効 果 的 な 処 遇 等  $\mathcal{O}$ 実 施 及 び そ  $\mathcal{O}$ 効 果 検 証 等 0

施策を推進すること。

+ 拘 禁 刑  $\mathcal{O}$ 創 設 を 踏 ま ょえ、 刑 事 施 設 に お け る 処 遇 調 査 を 充 実 さ せ るととも に、 必 要 に 応 ľ て 少 年 鑑 別 所

 $\mathcal{O}$ 調 査 機 能 を 有 効 活 用 することで、 個 々 0) 受 刑 者 0) 特 性 をこ れ まで 以 上 に 的 確 に 把 握 し、 そ 0) 特 性 に 応 じ

た柔軟な処遇を推進すること。

満 期 釈 放 者 等  $\mathcal{O}$ 再 犯 防 止 を 図 る上 で 更 生 保 護 施 設 が 果 た す 役 割 が 重 要で あ ることを 踏 まえ、 更 生 保 護

施 設 に お け る 充 実 L た プ 口 グ ラ A 0) 実 施 P 施 設 退 所 者 等 0) 訪 間 支 援 事 業  $\mathcal{O}$ 全 玉 展 開 老 朽 化 す る 施 設  $\mathcal{O}$ 

整 備  $\mathcal{O}$ 促 進 等 を 図 る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ + 分 な 財 政 的 措 置 を 講 ずること。

十 三 犯 罪 を L た 者  $\mathcal{O}$ 円 滑 な 社 会 復 帰 を 図 る た め に は、 刑 事 司 法 手 続 終 了 後 を 含 め た 切 れ 目 0) な 1 息  $\mathcal{O}$ 長 11

支援 を 行 うことが 不 可 欠 で あ ることに 鑑 み、 地 方 公 共 寸 体 に ょ る 地 方 再 犯 防 止 推 進 計 画  $\mathcal{O}$ 策 定 Þ 保 護 司 活

動 0) 支 援 を含  $\otimes$ た 再 犯 防 止  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 施 策 が 層 推 進 さ れ るよ う、 、 地 方 公 共 寸 体 に 対 す る 財 政 的 支援 を 行 う

ととも に、 更 生 保 護 地 域 連 携 拠 点 事 業 0 充 実 を 図 ること。

右決議する。